

平成 24 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 24 年 9 月 11 日 (火)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 24 年 9 月 11 日 (火) 9 時 30 分
散 会	平成 24 年 9 月 11 日 (火) 10 時 50 分
出席議員	議 長 宮 原 均 1 番 山 本 久 矢 3 番 栗 野 光 雄 4 番 田 中 政 浩 5 番 石 丸 時次郎 6 番 川 上 康 男 7 番 福 本 秀 昭 8 番 久 保 大 六 9 番 一 木 哲 美 10 番 梅 田 美代子 11 番 藤 野 久 12 番 内 堀 靖 子 13 番 河 内 直 子 14 番 金 子 保 次 15 番 矢 野 勉
出席議員	15 名
欠席議員	な し
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 畠 中 誠 二 教 育 長 大 雄 信 英 総 務 課 長 広 田 博 文 企画課長 伊 藤 宗 彦 財 政 課 長 岩 下 定 幸 税務課長 森 部 純 一 納 税 推 進 室 長 大 庭 俊 一 住民課長 小 林 秋 彦 健 康 課 長 吉 郷 豊 環境防災課長 砥 綿 淳 二 建 設 課 長 美 根 勉 都市計画課長 金 子 一 智 農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 村 賢 治 農林商工課長 山 本 一 洋 出 納 室 長 川 波 厚 志 下水道課長 村 下 大 成 水 道 課 長 原 口 博 文 福祉課長 倉 地 善 一 こ ど も 課 長 久 家 和 文 教育課長 佐 藤 繁 人 生 涯 学 習 課 長 入 江 哲 生
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局主査 松 尾 政 記 吉 塚 三千代

議 事 録

平成 2 4 年 第 3 回 定 例 会

[初 日]

平成 2 4 年 9 月 1 1 日 (火)

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。 定例会でございますので、町民憲章を朗読いたします。本文のみお願いします。 町民憲章 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ありがとうございました。
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、15人につき定足数に達しております。 ただ今から、平成24年第3回筑前町議会定例会を開会します。 (9 : 30)
日程第1	
議 長	日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、4番 田中政浩議員及び5番 石丸時次郎議員を、指名します。
日程第2	
議 長	日程第2「会期の決定について」を、議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日9月11日から21日までの11日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から9月21日までの11日間と決定しました。
日程第3	
議 長	日程第3 「諸般の報告」を、行います。 7月に実施しました議員視察研修の報告を求めます。 久保大六議員
久保議員	皆さん、おはようございます。 議員研修委員長の久保でございます。 昨年(平成23年)の3月11日マグニチュード9にも及ぶ大地震で発生いたしました大津波で、未曾有の被害を受けられました東日本、三陸沖被災地での視察研修につきまして、報告をいたします。 視察日は7月の4日、5日、6日の3日間であり、視察同行人数は、議員15名、事務局2名、執行部といたしまして、町長、総務課1名、環境防災課1名の合計20名でございます。 視察先は、1日目が石巻市、2日目は午前中が気仙沼市、午後からが陸前高田市、最後の3日目は南三陸町の計4カ所でございます。 それでは、それぞれの地元行政による被災状況の説明と被災現場視察の報告をいたします。 まず、1日目の視察地、石巻市の被災状況につきましては、石巻広域消防本部管内

	での被害としては、現時点の確認で、死者4, 925名、行方不明者979名、避難生活者は、現在2, 204名とのことでございます。 この石巻市では、町の中央を北上川が流れており、それを駆け上がってきた大津波で、河口周辺に大きな被害が発生したとのことでございます。 特に悲惨な出来事は、河川近くにあった大川小学校において、全校108人中74人の児童と教師9名の死亡、さらには未だ5名が行方不明であるとのことでございます。これにつきましては、教師の避難誘導の判断に問題があったのではとのことでございます。 また、津波に遭遇した町並みとしましては、わずかに被災したビル等が点在しているのみであり、木造の建物はほとんどが流出した状況でありました。さらには未だ地盤沈下による満潮時での水没地が点在しており、がれきの量といたしましては、推定616万tにもおよび、今の処理能力からして100年以上の量とのことでございます。 次に、2つ目の被災地、気仙沼市での被災状況につきまして、報告いたします。 今回の大津波で死者1, 034名、行方不明者288名が発生しており、過去の津波被害といたしましては、明治29年での三陸地震で死者1, 906名、昭和8年での津波で81名、昭和35年のチリ地震津波では行方不明者2名を出すなど、度重なる被害に遭われておられます。 また、気仙沼市では人的、建物被害とは別に、石油タンク基地の23基中、22基の流出倒壊で油火災が発生し、日中でも黒煙で夜のごとく暗く、また暗夜においては夜空を焦がすような真っ赤な炎で、地獄絵そのものであったとのことでございます。 続いて2日目の午後の視察地、陸前高田市での被害状況を報告いたします。 死者1, 691名、その他の死者318名、行方不明その他で57名であり、被災時での避難人数は最大で1万人を超えたとのことでございます。死者の中には51名の消防団の尊い犠牲があったとのことで、陸前高田市では山寄りに気仙川が走り、その影響でかなりの奥地まで津波が到達し、被害が拡大したとのことです。 特に悲惨なことは、指定避難所の多くが水没し、避難をしてあった大勢の人たちが犠牲になったとのことでございます。 視察時の町並みとしましては、大きな公共的建物が点在するものの、町そのものが流出し、以前写真で見た終戦後の東京の廃墟のような町並みでございます。 最後に、3日目の視察地、南三陸町につきまして、報告いたします。 南三陸町地方でも過去100年のうちに3度大津波被害に遭っておられ、明治29年には死者1, 240名、昭和8年に87名、昭和35年のチリ地震津波では41名の犠牲を出すなど苦い経験があり、安全のため万全の津波対策がなされてきた中でも、今回の大津波で死者564名、行方不明者247名の犠牲が発生しております。 その犠牲者の中に36名の町職員、消防団4名の死者、行方不明者がおられるそうでございます。 また、この南三陸町でも50近い指定避難場所がある中、約半数の指定避難所が津波被害を受け、避難をされておられました多くの方々が犠牲になられたとのことでございます。また、南三陸町は標高差のない平地のため、海岸から2km近くまで津波が到達し被害が拡大をしたとのことです。 町並みといたしましては、ここも以前の町と同じように町全体がなくなった状態でございます。 また、三陸沖全体で問題になっておりますがれきの状態は、至るところに山積みされているものの、想像を超える分別処理の徹底と、再興への力強さに感動さえ受けたわけでございます。
--	--

	被災地の人々のご苦難はまだまだ続いております。復興に向け確実に計画は進んでおりますものの、津波対策として、全住宅地の高台移転など、ハード事業として10年、20年の長期計画になるとのことでございます。 以上で、視察しました4カ所の報告となりましたが、今回被災地の状況を目の当たりにし、津波の大きさ、被害の大きさに驚きと、長期化する被災地の皆様の悲しみ、ご苦勞に対し、国として、また全国民として、心ある長期的支援の必要性を切に感じた次第でございます。 今回、4カ所の視察におきましては、それぞれにご多忙の中、丁重なる被災状況等の説明、案内をしていただいた職員の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、多くの役場の職員の犠牲者を出された中での復興計画、被災者支援へのご尽力に敬意を表するものでございます。 また、職員の方々それぞれも、悲しい被災者の一人であることも確認をさせられた次第でございます。 今回の視察を通しまして感じたことは、想定外とは言え、ハザードマップ等で安全地帯と記されていた地区の多くの方々の亡くなったということ、さらには多くの指定避難場所が被災地となり、避難をされてあった多くの方々に死者が発生したということでございます。 また、津波被害の多発する地区であるが故の、親から子へ、子から孫への津波被害の言い伝えによる継承、また、今回児童の生死を大きく分けた教育現場での防災訓練を通しての危機意識の啓発など、災害発生前での想定外の対策と災害発生後の減災に対する訓練の必要性を強く感じたわけでございます。 研修後の私たちの議員活動といたしましては、今回の東日本での津波被災地での研修で得ました見聞を糧に、地域住民の安全と安心に対し、執行部とともに防災、減災に対しまして尽力を重ねていかなければならないと、強く思うところでございます。 今でも私の耳に残っている現地の役場職員さんの言葉でございますが、「指定場所はすべてにおいて安全ではなかった。」2つ目は、「今回の災害で役場職員は無力であった。」この2つの言葉は、被災地現場職員さんの悲痛の言葉でもありました。 最後に、未曾有の津波被害でお亡くなりになりました多くの方々に心よりのご冥福を申し上げますとともに、被災地の1日も早い復興を祈念申し上げ、東日本、津波被災地視察の報告とさせていただきます。 以上で、終わります。
議 長	報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。 田頭町長
町 長	おはようございます。 本日は、平成24年第3回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。 まずもって、今回の筑前町役場職員の不祥事が、役場、さらに公務員に対する信用を失墜させ、住民の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを、町長として心からお詫び申し上げる次第でございます。誠に申し訳ございませんでした。 9月7日付で本人及び管理監督者の処分を決定いたしました。改善策等につきましては、全課挙げて作業中でございます。 こういった問題を繰り返すことのなきよう、公金等の取り扱いを徹底する所存でございます。よろしくお願い申し上げます。 さて、平成24年度も折り返しの時期となつてまいりました。国政におきましても

	解散含みの様相が濃厚であります。地方自治体といたしましては、安定した国政と財源を伴った地方分権、地域主権の推進が必要だと考えます。しっかり注視しながら、筑前町のまちづくりを肅々と推進させる所存でございます。 それでは、本日提案いたします議案等１６件の説明を申し上げます。 なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしく願いいたします。 報告第６号 平成２３年度筑前町財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に資するため、当該健全化判断比率を議会に報告するものです。 報告第７号 平成２３年度筑前町公営企業の資金不足比率につきましても同じく、公営企業の健全化を図るため、当該資金不足比率を議会に報告するものです。 報告第８号 継続費の精算につきましては、平成２３年度に終了しました防衛施設周辺道路改修等事業につきまして、地方自治法施行令の規定により精算を報告するものです。 議案第３９号 筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たに筑前町福祉有償運送運営協議会を設置することとしたため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第４０号 筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、下水道法が一部改正され、公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理について、水処理施設及び雨水吐に関するものを除いて、下水道法施行令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第４１号 筑前町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法が一部改正され、水道布設工事監督者の配置基準については条例で定めることとなり、また、水道布設工事監督者の資格基準及び水道技術管理者の資格基準については、政令で定める資格を参酌して条例で定めることとなったため、当該条例の制定について議会の議決を求めるものです。 議案第４２号 平成２４年度筑前町一般会計補正予算（第３号）につきましては、補正額計５４，２１４千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１１，６５６，２９８千円とするものです。 主な補正内容としましては、 ・ ８月臨時会の応急的補正予算に引き続き、７月１３日から１４日にかけての梅雨前線豪雨による災害復旧事業費 ８５，２９５千円 ・ 県からの追加要望に対し、平成２５年度要望予定であった２件を前倒し事業として補正する活力ある高収益型園芸産地育成事業費 １７，２１２千円 ・ 土地開発公社解散による出資金返還ほか１件の財産収入を基金積立する公共施設等整備基金元金積立 ２２，９６９千円 などを追加補正し、 ・ 町営住宅篠隈団地建替に係る予算を当初予算に計上していましたが、国庫補助金配分額の減額により、今回改めて平成２４年度から２５年度の２カ年事業として継続費を編成したことによる公営住宅整備事業費、マイナスの１０３，４１７千円 などを減額補正するものです。 議案第４３号 平成２４年度筑前町水道事業会計補正予算（第２号）につきまして
--	---

	は、収益的収入を485千円を追加し、補正後の収益的収入総額を277,650千円とするものです。 認定第1号から認定第8号につきましては、筑前町の一般会計と7つの特別会計の合計8会計の平成23年度決算の認定についてであります。 いずれの会計につきましても、事業目的達成のため最小の経費で最大の効果を上げるべく鋭意努力したところでございますが、その内容につきましては、先般より監査委員による決算審査を受け、その結果は、別添の決算審査意見書のとおりであり、後ほど審査意見が述べられることと思います。 また、内容等の審議につきましては、例年どおり決算特別委員会において付託審議がされることと思いますので、そのときによりしくお願い申し上げます。 以上が、本日提案しました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつと議案等の説明といたします。以上でございます。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	日程第5 報告第6号「平成23年度筑前町財政健全化判断比率について」を、議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	おはようございます。 議案書の3ページをお願いいたします。 報告第6号「平成23年度筑前町財政健全化判断比率について」 平成23年度筑前町財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。 本日付、町長名でございます。 4ページでございます。 健全化判断比率報告書。 これにつきましては、まず、実質赤字比率でございますけれども、これにつきましては、町の一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計、これの2つ合わせた普通会計でございますが、これの赤字等を示すものでございますが、この普通会計の23年度の実質赤字はございません。 逆に、244,407千円ほどの黒字というふうになっておりますので、比率等は表示しておりません。 次に、連結実質赤字比率でございますが、これについては、先ほどの普通会計と6つの特別会計、国民健康保険、後期高齢者医療、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、それから工業用地造成事業特別会計、この6つの特別会計を合わせたものでございますが、これにつきましても実質的赤字はございませんで、逆に、366,791千円の黒字というふうなことでございますので、率の表示はいたしておりません。 次に、実質公債費比率でございますけれども、これにつきましては、先ほどの普通会計それから6つの特別会計と一部事務組合、サン・ポート、広域消防、両筑衛生施設組合、それから県南水道企業団、この4つの一部事務組合を合わせたものでございますけれども、これの3カ年の比率を出すものでございまして、14.6%、昨年在14.4%でございましたので、0.2%の上昇というふうになっております。 この原因につきましては、平成22年度に土地開発公社、多目的運動公園整備のために、4年間の債務負担行為を起しております。

	その関係で、その中の土地開発公社からの用地取得費、昨年度62,446千円買収費がかかったわけですが、それから交付金を引きました41,840千円という金額を、ルール上この中に借金として入れるという形になりましたものですから、実質的には0.2%の上昇というふうになっております。これを入れなければ、昨年よりも0.1%の減という結果になったわけですが、 次に、将来負担比率でございますが、これにつきましては、先ほどの会計に土地開発公社あるいは第3セクター等を含めた会計の、将来の負担を示すものでございますけれども、104.7%ということで、昨年が78.3でございましたので、26.4%の上昇ということになっております。 これは、水道事業会計でございますけれども、これの公債費、利子の発生はしておりますけれども、元本の発生が22年度まではしておりませんでした。 23年度から新たに元本を発生するというので、それについては計上していくという形になりましたものですから、こういった数字、上昇の数字になっております。 それから、5ページにつきましては、監査委員の意見書を添付しておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。 以上で、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これで、報告第6号「平成23年度筑前町財政健全化判断比率について」の報告を終わります。
日程第6	
議長	日程第6 報告第7号「平成23年度筑前町公営企業の資金不足比率について」を、議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の6ページでございます。 報告第7号「平成23年度筑前町公営企業の資金不足比率について」 平成23年度筑前町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。 本日提出、町長名でございます。 7ページをお願いいたします。 資金不足比率報告書。 これにつきましては、地方公共団体の公営企業会計ごとの資金不足額の度合いを示す指標として報告をするものでございます。 4つの公営企業会計がございます。水道事業会計、公共下水道特別会計、農業集落排水事業特別会計、工業用地造成事業特別会計、この4事業会計とも資金不足がございません。 水道事業においては83,621千円、それから公共下水道においては3,607千円、農業集落排水事業特別会計につきましては802千円、工業用地造成事業特別会計につきましては970千円という、いずれも余剰金が出た会計になっておりますので、資金不足に至っておりませんのでご報告を申し上げます。 それから8ページにつきましては、監査委員の意見書を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。 以上で、報告を終わります。

議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	８ページの一覧表なんですけど、過去３年間。今までずっと資金不足がなくて３年間来ているわけですが、今後の見通しはどのようにお考えでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 今後もこのような状態が当分続くのではないかというふうに思っております。以上でございます。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これで報告第７号「平成２３年度筑前町公営企業の資金不足比率について」の報告を終わります。
日程第７	
議 長	日程第７ 報告第８号「継続費の精算について」を、議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の９ページでございます。 報告第８号「継続費の精算について」 平成２３年度に終了した継続費の精算について、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により、別紙継続費精算報告書のとおり報告をする。 本日付、町長名でございます。 １０ページ、様式が変わっておりますので、そちらのほうに変更をお願いします。 平成２３年度筑前町一般会計予算継続費精算報告書でございます。 ７款土木費、２項道路橋梁費、防衛施設周辺道路改修等事業でございます。 全体計画、総額で３９１，４１１千円でしたが、まん中に実績を上げております。 平成１７年から２３年まで７カ年事業で行ったものでございまして、総延長は１，５２５．７ｍの事業でございます。 実績としましては、総額的に３７１，２７７千円、国庫支出金が２８０，１８６千円でございます。 一般財源としまして９１，１１１千円でございます。国庫支出金は全体の７５％を占めております。 右端、比較でございますが、計画に対しまして実績、事業費としまして減額の２０，１３４千円でございます。 国庫支出金、減額の１３，３９０千円、一般財源、減額の６，７４４千円でございます。延長部分の用地取得につきまして若干の変更があったということで、主な原因はこういう形での減が出ております。 以上で、報告を終わらせていただきます。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 田中政浩議員
田中議員	精算ということでございますので、終わりになるのかなと思っておりますけれども、最終的に山田タイヤ付近交差点、並びに山田タイヤ付近については、もう工事はしないということでございますか。
議 長	建設課長

建設課長	お答えいたします。 現在、終点のほうのですね、約90mの分が減となっております。今後も全線供用開始に向けて努力していきたいと考えております。道路用地関係者の意向を把握しながら協議をしていくことになると思います。以上でございます。
議 長	他に。 これで質疑を終わります。 これで報告第8号「継続費の精算について」の報告を終わります。
日程第8～ 12	
議 長	会議規則第35条の規定により、日程第8から日程第12までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第8 議案第39号から日程第12 議案第43号までは、議案の説明のみ行いたいと思います これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 福祉課長
福祉課長	議案書の11ページでございます。 議案第39号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名。 提案理由でございます。 特定非営利活動法人による福祉有償運送事業を協議するにあたり、筑前町福祉有償運送運営協議会を設置することとしたので、当該条例を整備する必要が生じた。これが、この条例案を提出する理由でございます。 次の12ページをご覧ください。 条例の一部を改正する内容でございます。右側が現行条例、左側が改正案の条例となります。 別表第1の改正でございます。アンダーラインを引いている部分を新たに加えるというものでございます。 福祉有償運送運営協議会、委員日額報酬3千円。 附則、この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。
議 長	下水道課長
下水道課長	議案第40号の説明に入ります前に、議案書の訂正があることをお詫び申し上げます。 議案書の16ページをお開きください。 第30条の3項の上から2行目、排気口の「措置」を「設置」に訂正願います。 次に、議案書の17ページ、第33条の3項の上から2行目、「定期的」にの「的」の下に線を引いてください。お願いします。 どうも申し訳ありませんでした。 議案第40号の説明に入ります。 議案書の13ページをお開きください。 議案第40号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」

	標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由です。 地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、下水道法が一部改正され、公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理について、水処理施設及び雨水吐に関するものを除いて、下水道法施行令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったため、当該条例を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由であります。 次に、下水道条例の改正内容について説明をいたします。 議案書の１４ページをお開きください。 目次の第４章から第８章までを１章ずつ繰り下げ、第３章の次に第４章、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等を加えています。 次に、第１章第１条中、「筑前町の設置する公共下水道の管理及び使用については、下水道法、その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。」を、「筑前町の設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等については、下水道法その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。」に改めています。 次に、１５ページです。 第３条第１項第１６号の次に、第１７号「排水施設」、第１８号「処理施設」を加えています。 議案書の１５ページから１７ページにかけてです。 第２９条から第４６条までを５条ずつ繰り下げ、第２８条の次に、第２９条「排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準」から、第３３条「処理場の維持管理に関する基準」までを加えています。 第２９条から第３３条までを加えた理由につきましては、今回改正の下水道法第７条第２項の公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならないとあることと、同じく下水道法第２１条第２項の「公共下水道管理者は、政令で定めるところを参酌して条例で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。」ということに基づきまして、平成２５年４月１日、これは経過期間を含んでおりますが、までに下水道法施行令を参酌して、各地方公共団体で条例を定めることとされているためでございます。 議案書の１８ページをお開きください。 附則です。 施行期日、附則の１、この条例は、平成２５年４月１日から施行する。 附則の２、この条例の施行日にすでに存する施設で第２９条から第３１条の規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない、です。 以上で、議案第４０号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を終わります。
議 長	水道課長
水道課長	議案書の１９ページをお願いいたします。 議案第４１号「筑前町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について」

	標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法の一部が改正され、水道布設工事監督者の配置基準については条例で定めることとなり、また、水道布設工事監督者の資格基準及び水道技術管理者の資格基準については、政令で定める資格を参酌して条例で定めることとなったため、本条例を制定するものでございます。 20ページをお願いします。 筑前町水道事業に係る水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例 第1条は、条例の趣旨でございます。 水道法12条第1項の布設工事監督者を配置する布設工事について、同条第2項の布設工事監督者の資格について、同法第19条第3項の水道技術管理者の資格について、規定するものでございます。 第2条は、布設工事監督者を配置する工事を定めるものです。 監督者を配置する工事は、水道法第3条第10号に規定する工事とするもので、具体的には、配水管等の配水施設の新設、増設、改造を行う工事でございます。 第3条は、布設工事監督者の資格を定めるものです。 第1号及び第2号は、大学、旧制大学の卒業生の終了課程ごとの実務経験数を規定するもので、2年又は3年以上でございます。 第3号は、短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の卒業生について規定するもので、5年以上でございます。 第4号は、高等学校、中等教育学校、旧制中学校の卒業生について規定するもので、7年以上です。 第5号は、第1号から第4号まで、及び第6号から第8号までのいずれにも該当しない者について規定するもので、10年以上の経験が必要です。 第6号は大学の卒業生で、大学院研究科または大学の専攻科を修了した者について規定するもので、1年又は2年以上です。 第7号は、外国の学校におきまして、第1号、第2号、第3号、第4号と同等の課程を修了した者については、同じ基準とするものでございます。 次のページをお願いします。 第8号は、技術士の試験に合格した者について規定するもので、1年以上でございます。 第4条は、水道技術管理者の資格を定めるものでございます。 技術管理者は、水道施設が施設基準に適合しているかの検査、水質検査などの業務を行うものでございます。 第1号、第3条の管布設監督の有資格者は、技術管理者の資格もでございます。 第2号は、土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学の学科を専攻した最終学歴ごとの実務経験年数を、それぞれの学歴ごとに定めたものでございます。 第3号は、第1号、第2号、第4号から第6号までのいずれにも該当しない者について規定したものでございます。 第4号は、工学、理学、農学、医学、薬学以外の学科を専攻した最終学歴ごとの経験年数を定めたものでございます。 第5号は、外国の学校で、第2号、第4号と同等の課程を修得した者については同じ基準とするものでございます。 第6号は、水道法施行規則に定められた登録講習を受けた者で、具体的には日本水道協会が開催します水道技術管理者資格取得講習会の受講者でございます。
--	---

	附則、この条例は、平成２５年４月１日より施行するものです。 なお参考までに、現在、水道課には、布設工事監督者の有資格者が１名、技術管理者の有資格者が２名おります。以上でございます。
議 長	財政課長
財政課長	議案書の２２ページをお願いいたします。 議案第４２号「平成２４年度筑前町一般会計補正予算（第３号）について」平成２４年度筑前町一般会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。 別冊の平成２４年度筑前町一般会計補正予算書（第３号）をお願いいたします。１ページでございます。 平成２４年度筑前町一般会計補正予算（第３号） 平成２４年度筑前町の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５４，２１４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１，６５６，２９８千円とする。 ２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。 第２条、継続費でございます。 地方自治法第２１２条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表 継続費」による。 第３条、地方債の補正でございます。 地方債の変更は、「第３表 地方債補正」による。 ５ページをお願いいたします。 歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入でございます。 今回の補正は、１０款地方特例交付金から２２款の町債まで、１０の款に影響する補正でございまして、補正額は合計で５４，２１４千円でございます。 次に６ページをお願いいたします。歳出でございます。 歳出につきましては、２款の総務費から１０款の災害復旧費まで、７つの款に影響する補正でございまして、補正額は歳入同額の５４，２１４千円でございます。財源の内訳としましては、国県支出金が３３，７１６千円、地方債は、減額の６３，６００千円、その他が３０，０９２千円、一般財源が５４，００６千円でございます。 １２ページをお願いいたします。 歳出の説明を申し上げます。 ２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費でございますが、補正額だけ申し上げます。 ９４２千円ございまして、節は、１節報酬が９１７千円、職員の育休に伴います嘱託職員の報酬でございます。 ９節旅費２５千円、嘱託職員の費用弁償でございます。 １２目公共施設等整備基金費２２，９６９千円、基金へ積み立てるものでございまして、２つでございます。 １つは町有地の町有林でございますが、ここに九電の送電線が通っております。その下を九電に貸し付けるための貸付金でございます。 それから、土地開発公社解散に向けて進めておりますけれども、これの出資金等でございます。 それから、２１目企画費でございます。 報酬９１７千円、広域圏に派遣する職員の、嘱託職員の報酬でございます。

	8節報償費50千円、ふるさと納税していただいた方への報償金でございます。 9節旅費25千円、嘱託職員の費用弁償でございます。 13節委託料2,810千円、ブロードバンドの加入率を上げるために委託料として2,810千円計上するものでございます。株式会社メックに委託予定でございます。 2款総務費、2項徴税費、3目納税推進費でございますが、1,905千円、嘱託職員を任用するための報酬でございます。 3款民生費、1項社会福祉費、2目人権対策費150千円、集会所の修繕として150千円を予定するものでございます。 3目隣保館運営費195千円、備品購入費195千円でございます。テレビの買い替え、それからブルーレイレコーダー、DVDの購入でございます。 13ページでございます。 5目老人福祉費、100千円でございます。これにつきましては、住みよか事業の県の補助金の返還金でございます。 6目障害者福祉費48千円、福祉有償運送協議会委員の報酬として48千円計上するものでございます。 11目そったく基金事業費、2,000千円でございます。福祉サービス券の交付費として当初600名見ておりましたけれども、800名程度必要であろうということで、200名分追加するものでございます。 4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、8,182千円の委託料でございますが、これにつきましては、経口薬として生ポリオワクチンを予防接種しておりますけれども、これが注射による不活化ポリオを使うことになります。そういった関係で、集団接種から個別接種へ変わるということで、そういった薬品等あるいは委託料等の変更に伴うものでございます。医師会に委託の予定でございます。 それから、5目環境衛生費485千円、上水道の操出金でございますが、高料金対策費の額の確定によるものでございます。負担金補助及び交付金として485千円でございます。 4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥し尿処理費938千円、負担金補助として938千円でございますが、資源ごみの分別収集施設を、2つの区が新たに設置されるということの補助をするものでございます。 5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、これにつきましては、補正額は0でございますけれども、一般財源で組んでおりました223千円、これについては、農業委員会の委員の報酬等の費用を、県から補助金があるわけでございますが、この額が確定しまして、223千円増額となりましたので、県支出金のほうへ組み替えるものでございます。 3目農業振興費、9節旅費36千円でございますが、人・農地プラン策定のための旅費等でございます。 11節需用費75千円、同じ農地プラン等の策定の消耗品でございます。75千円でございます。 14ページをお願いいたします。 19節負担金補助及び交付金でございますが、19,462千円。活力ある高収益園芸産地育成事業として17,212千円ということで、町内のきゅうり組合、ここが光合成の促進装置を購入される。もう1つが認定農家でございます方が、パイプハウス、あるいはこれの付帯設備を整備されるということで、この分の補助でございます。これは全額、この額、県から来るものでございます。町の負担はございません。 それから、青年就農給付金でございますが、44歳までの若い農業後継者、こうい
--	--

	った方が農業を志して就農されました場合には、年間1,500千円の助成措置を5年間やっていこうという県の制度がございまして、今回は半年間ということで750千円。現在3名ほどの該当者がおられるということで、その3名分の補助でございます。 6目農業土木費、15節の工事請負費4,867千円、農村環境整備事業でございますが4,867千円と、大久保の下堤の排水路の改修工事でございます。 19節負担金補助及び交付金8千円、県の土地改良事業団体連合会への負担金でございます。 5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、22節の補償補填及び賠償金として146千円でございますが、県営林産物処分補償費でございますが、大塚、弥永、依井、3区の財産区がございまして。ただし町がこれの、財産の所有者と一応なっておりますので、九電がここの土地の間伐をされたということで、その間伐費が町に入っておりますので、これを財産区にお支払いするものでございます。 2目の林業振興費60千円、県の水源林の造林協議会への負担ということで、三箇山の間伐事業が3.7haほど実施されまして、5,940千円ほどかかっております。 これについては、協議会に50万円を一口として、一口5千円の会費を払わなければなりませんので、これの12口分でございます。 7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございますが、13節委託料3,337千円ということで、土地の開発等によって、町へ土地を寄付された場合、セトバック等をされた場合に分筆登記をする必要がございますので、その測量分でございます。 7款土木費、5項住宅費、2目住宅建設費、減額の103,417千円でございますが、12節役務費373千円、町営住宅篠隈団地の建設に伴う確認申請の手数料、それから上水道の装置の工事手数料等でございます。 委託料、減額の1,462千円、町営篠隈団地の工事設計監理の委託料でございます。△1,462千円でございます。 15節工事請負費、減額の100,774千円でございます。町営住宅の1期工事の工事費の減額でございます。後でまたご説明を申し上げます。 19節負担金補助及び交付金でございますが、1,386千円ということで、水道加入金でございます。63千円の22戸分、21戸プラス共有分がございまして、22戸分でございます。 それから22節補償補填及び賠償金でございまして、減額の2,940千円ということで、建設の引っ越し補償でございます。 9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費65千円でございます。 8節報償費として57千円、町の教員の研修、主題研修の指導に北筑後教育事務所から講師をお願いしておりましたが、教育事務所からの講師派遣ができないということで、別なところからお願いをするということで、その報償費でございます。 それから、9節旅費8千円でございます。これも研修に来ていただく講師の旅費でございます。 3目私立学校振興費でございます。減額の893千円、これについては委託料893千円の減でございますが、幼稚園の就園奨励金システムを改修予定しておりましたが、改修が不要であるということで減額するものでございます。 9款教育費、2項三並小学校費、1目学校管理費、旅費の41千円の増でございますが、一般非常勤の栄養士の方でございますが、町内から勤務されておりましたが、筑後市のほうへ転出されたということで、今回旅費が発生するものでございます。
--	---

	同じく3項の中牟田小学校費でございます。1目学校管理費657千円、11節需用費として570千円、修繕料、遊具、エレベーター等の改修費でございます。 それから12節役務費87千円、校内にイチョウの木がございますが、これの剪定費でございます。87千円でございます。 次に、16ページでございます。 5項の三輪小学校費、1目学校管理費、補正額559千円でございますが、11節需用費、修繕費としてエレベーターの改修費559千円でございます。 それから、9項文化財保護費、3目文化財補助事業費2,200千円、委託料として2,200千円でございますが、立木伐採の処分委託でございまして、これについては、多目的運動公園予定地にあります遺跡群の調査をしますために、この立木を伐採しなければならないということで、伐採処分費でございます。 本来は多目的運動広場公園整備の中で予定しておりましたけれども、補助金等の大幅な減額によってそれができなくなりましたので、文化財保護費の中で予算計上するものでございます。 10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、31,605千円の補正でございます。 13節委託料360千円、測量調査のための委託料でございまして、補助対象箇所の草刈り等をするものでございます。 15節工事請負費31,245千円、これについては、農地8件、施設7件、単独27件、合計42件の災害に伴います工事費でございます。 3目林業災害復旧費7,900千円、工事請負費7,900千円でございますが、石坂林道ほか6つの林道等の災害復旧工事費でございます。 同じく10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、3目現年発生道路橋梁災害復旧費28,230千円でございます。 13節の委託料130千円、補助対象箇所の測量調査のための草刈り3カ所分でございます。 15節工事請負費28,100千円、工事請負費につきましては、三並・黒川・三箇山線ほか2つの路線の補助分と単独事業19件分の工事請負でございます。 4目現年発生河川災害復旧費でございます。17,560千円。 委託料160千円でございますが、これについても補助対象箇所の草刈り、3カ所の測量委託料でございます。 それから、15節工事請負費17,400千円、梅川ほか1カ所の河川の工事請負費と単独4件分の工事請負でございます。 次に、9ページをお願いいたします。 歳入でございますけれども、10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、減額の16,413千円でございますが、これにつきましては、額の確定による減額でございます。 11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、減額の5,222千円、これにつきましても、額の確定による減額でございます。 13款分担金及び負担金、1項分担金、10目災害復旧費分担金4,977千円でございます。 1節農林水産施設災害復旧費分担金でございますが、農地、施設等の地元分担金、42カ所分でございます。 それから、15款国庫支出金、1項国庫負担金、10目災害復旧費国庫負担金21,676千円。 1節の公共土木施設災害復旧負担金でございまして、現年発生災害復旧費負担金と
--	--

	して、道路分、3路線11, 339千円。 現年発生災害復旧費負担金、河川分として2つの河川、10, 337千円でございます。 同じ15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目土木費国庫補助金として、減額の24, 959千円でございますが、5節住宅費補助金として、減額24, 959千円。 これについては、篠隈団地の社会資本整備総合交付金が減額をされました。その分を減額するものでございます。 9目教育費国庫補助金733千円でございます。 3節文化財保護費補助金として733千円。先ほど支出で申し上げました遺跡の発掘調査費の補助金でございます。事業費の3分の1の補助でございます。 次に、10ページでございます。 16款県支出金でございます。2項県補助金、3目民生費県補助金470千円でございます。 1節社会福祉費補助金でございます。高齢者等地域支え合い体制づくり補助金でございますが、これについては、見守りネットワーク事業が23年度までの補助ということでございましたが、24年度につきましても継続して補助をするということになったようでございます。その分の補正でございます。 5目農林水産業費県費補助金19, 776千円、1節農林水産業費補助金19, 776千円。農業委員会等の交付金でございますが、額の確定によりまして、223千円の増額でございます。 活力ある高収益園芸産地育成事業補助金でございますが、これについてもきゅうり組合等の光合成の促進装置購入補助、それからパイプハウス等を新たに設けられる方への助成分でございます。 戸別所得補償経営安定推進事業補助金でございますが、人・農地プラン策定のための事務費の補助でございます。40千円でございます。 新規就農総合支援事業補助金2, 301千円につきましては、44歳以下の新規就農者3名を予定しております方の県補助でございます。 10目災害復旧費県補助金、13, 210千円でございますが、これについては、現年災害発生復旧補助金として農地8件分、2, 550千円、それから施設分7件、10, 660千円でございます。 それから、11目労働費県補助金でございますが、2, 810千円。ブロードバンド加入促進のための緊急雇用創出事業として、100%県費補助がなされるものでございます。2, 810千円でございます。 17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入4, 647千円、送電線の下の用地の貸付収入でございます。九電からのものでございます。面積的には11, 092㎡ほどになります。 17款財産収入、2項財産売却収入、3目出資金返還金でございまして、18, 322千円。土地開発公社解散に伴います返還金でございます。 19款繰入金でございます。2項基金繰入金、1目基金繰入金2, 000千円、そつたく基金から2, 000千円繰り入れて、福祉サービス、福祉費の予算で繰り入れるものでございます。 11ページでございます。 20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金90, 075千円、前年度の繰越金でございます。 21款諸収入、5項雑入、2目雑入146千円。5節の雑入146千円でございますが、大塚、弥永、依井、3区の共有林に対します九電からの交付金を受け入れるも
--	--

	のでございます。 22款町債、1項町債、2目総務債、減額の14,434千円でございます。 2節の臨時財政対策債、額の確定によります減額でございます。 7目土木債、減額の80,200千円、2節の住宅債、減額でございますが、町営住宅篠隈団地の建設の見直しに伴います減額でございます。 10目災害復旧債16,600千円、1節公共土木施設災害復旧費でございます。 11,400千円、現年災害復旧債でございます。 2節農林水産施設災害復旧債5,200千円、現年災害復旧債でございます。 続きまして、7ページをお願いいたします。 継続費の説明を申し上げます。 第2表、継続費でございます。 7款土木費、5項住宅費、事業名、筑前町営住宅篠隈団地建替工事1期工事でございます。 町営住宅の篠隈団地の建替え、24年度でやる予定でございましたけれども、国の交付金が減額をされましたために1カ年でできないということで、2カ年の継続事業とするものでございます。 その関係で、先ほど申し上げました歳入歳出の減額等を行いまして、今回新たに継続費として、総額353,357千円の事業を行うものでございまして、24年度分として204,741千円、25年度分として148,616千円の事業でございます。 次に、8ページをお願いいたします。 第3表、地方債の補正でございます。 7月の災害に伴います地方債を起こすものでございまして、現年発生災害復旧事業債として、当初ございませんでしたが、今度この事業費、公共土木施設費、農林水産業施設費の起債として、16,600千円を証書借入で行うものでございます。利率は3%以内ということにいたしております。 以上で、説明を終わります。
議 長	水道課長
水道課長	議案書の23ページをお願いします。 議案第43号「平成24年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）について」平成24年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。 別冊の補正予算（第2号）をお願いします。 申し訳ございませんが、最初に文字の訂正をお願いいたします。 1ページでございます。 第3条の「予算第8号」とありますけれども、「8条」、「号」を「条」に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。 それでは、補正予算の説明をいたします。 第1条、平成24年度筑前町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 第2条、平成24年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。 収入の部、1款収益的収入を485千円増額し、277,650千円とするものです。支出の部の補正はございません。 第3条、予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり改めるものです。

	高料金対策としての経費 95,654千円、485千円の増額でございます。 補正予算の内容を説明いたします。 7ページの次に付けております別冊の付属資料で説明をいたします。 1ページでございます。 収益的収入及び支出、収入の1款水道事業収益、2項2目他会計補助金485千円を増額し、125,818千円とするものです。 内容は、一般会計の4款衛生費からの補助金で、高料金対策に係る経費でございます。 高料金対策に係る経費とは、自然条件により建設費が割高のため、資本費が著しく割高となり、高い水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業について、料金格差の縮小を行うため、資本費の一部について繰り出す経費でございます。 平成24年度の国の繰出基準の改正により、繰出金の額が確定したため補正を行うものでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第13～20	
議 長	会議規則第35条の規定により、日程第13から日程第20までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第13 認定第1号から日程第20 認定第8号までは、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、日程第13 認定第1号から日程第20 認定第8号までは一括議題として、全員をもって構成する決算審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。 ここで、決算審査特別委員長及び副委員長の選任をお願いします。 10番 梅田美代子議員
梅田議員	決算特別委員会委員長に矢野勉副議長、そして副委員長に一木哲美総務委員長を推薦いたします。
議 長	ただ今、10番 梅田美代子議員から発言がありましたように、委員長に矢野勉副議長、副委員長に一木哲美総務委員長ということでございます。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、矢野勉副議長、決算審査特別委員長の就任のごあいさつを演壇にてお願いします。 矢野副議長
矢野副議長	ただ今、決算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。 議員各位もご承知のとおり、町の財政は年々非常に厳しくなっております。それだけに決算審査にあたる議員各位も大変なご苦労があろうと存じますが、地方自治法で規定されておりますように、最小の経費で最大の効果を上げるように予算執行がされたかどうか、議会における予算審議の趣旨が十分に活かされたか、また、予算の

	執行は適期に、しかも住民本位にされたかどうか、着眼すべき点は多かろうと存じます。 委員会の審査期間には制約もありますので、特に成果と課題を事前に目を通され、効果のある審査をされるよう議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、委員長就任のごあいさつといたします。
散 会	
議 長	以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。 本日は、これにて散会します。お疲れ様でございました。 (1 0 : 5 0)